

各 位

平成 25 年 5 月 31 日

八戸市財政部契約検査課

予定価格の事後公表の拡大について（お知らせ）

予定価格の事後公表については、平成 21 年度 1 月以降、建設工事の一部の指名競争入札において実施しておりますが、平成 25 年 6 月以降は、対象範囲を建設関連業務委託の一部へも拡大し、実施することとしましたのでお知らせします。

(1) 実施期日

平成 25 年 6 月以降の入札から実施します。

(2) 対象範囲

契約検査課が契約事務を行う建設工事及び建設関連業務委託のうち、指名競争入札の一部で実施します。

(3) 入札執行の流れ

①入札回数

2回までとします。

②再度入札

- ・初回の入札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、直ちに再度入札を行います。
- ・初回の入札で、無効の入札をした者及び失格となった者は、再度入札に参加できません。
- ・参加者が 1 者となった場合は、再度入札を行いません。
- ・入札の結果、落札者が決まらなかったときは入札不調とします。

③積算内訳書

- ・初回の入札時に提示することとし、再度入札時においては、提示不要とします。

★ 入札にあたっての留意点

- 予定価格事後公表の対象工事（委託）については、当該指名通知書の予定価格欄に事後公表と記載して通知します。

※予定価格を入札前に公表しないだけで、予定価格の設定がないわけではありません。

- 再度入札は、初回の入札後直ちに行います。

※入札参加者は、再度入札となった場合に対応できるように入札書を準備してください。

※再度入札を辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、再度入札執行前に開札者に直接提出してください。

(4) 公表の時期

入札結果とともに、契約検査課前の掲示板、市のホームページで公表します。

問合せ先 八戸市財政部契約契約課

電話 0178-43-2111 内線 251、172